

枚方市における内部通報制度について

本市においては、「内部通報に係る事実を速やかに認識し、及び当該事実に対して適切な対処を行い、その発生による危機の回避や極小化を図り、倫理の保持及び法令の遵守を推進すること」を目的として、平成 21 年 4 月 1 日から内部通報制度の運用を開始しています。

1 内部通報制度を利用することができる者

- (1) 本市の職員（正職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員）
- (2) 本市から事務や事業の委託を受けた者及び当該受託業務に従事している者
- (3) 指定管理者及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

2 通報の対象となる事実

内部通報制度を利用することができる者が、本市又は本市の事務に従事する場合における職員について次の行為が行われていることを知った場合又は行われようとしていることを知った場合

- (1) 公益通報者保護法に「通報対象事実」として規定される法律¹に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為（本市の条例²に違反するこれらの行為を含む。）
- (2) 組織的又は個人による不正、違法、反倫理的行為

3 通報先及び通報方法

通報先		通報方法
市内部	総務部（コンプライアンス推進課）	面談、専用メール、書信
外部	外部コンプライアンス委員（弁護士）	面談、FAX、書信

※ 書信による通報の場合は、別紙「枚方市内部通報報告書」を利用のこと

※ 詳細については、別表 1「通報先及び通報方法」を参照のこと

4 匿名による通報

通報の内容について具体性及び真実性がある程度高いと認められる場合に限り、調査を行います。

5 通報者の保護

通報した者の秘密は保護されます。また、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。通報者が、当該通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けたと考えるときは、内部通報審査会³（別表 2：委員一覧）にその旨を申し出ることができます。

¹ 通報対象となる法律一覧のとおり。

² 枚方市内部通報制度運用規程別表に掲げる条例

³ 本市における内部通報への対応について審議するとともに、内部通報を行った者に対する不利益な取扱いの救済を図るために設置。（外部コンプライアンス委員により構成される。）

6 通報を行うに当たっての留意事項

- (1) 通報の対象となる事実に関し客観的、合理的な根拠を示して行うこと
- (2) 個人的利益を図り、個人をひぼうし、若しくは中傷し、又は自己の感情を充足することを目的としないこと
- (3) あいまいな事項（噂を含む。）を客観的事実として断言し、又は誤解を与えるような表現を用いないこと

別表1 連絡先及び通報方法

通報窓口	通報先	通報方法
市内部の 受付窓口	総務部（コンプライアンス推進課）	<ul style="list-style-type: none"> ・面談 ・市内メール（グループウェア「メッセージ」→「内部通報連絡用（コンプライアンス推進課）」宛） ・Eメール（内部通報受付用） tuhou@city.hirakata.osaka.jp ・書信（別館6階連絡箱「内部通報」宛）
外部の 受付窓口	きっかわ法律事務所 〒530-0005 大阪市北区中之島3丁目2番4号中之島フェ スティバルタワー・ウェスト11階 電話：06-6201-2970（面談予約） FAX：06-6201-2980	<ul style="list-style-type: none"> ・面談（電話等による予約が必要です。） ・FAX ・書信
<p>【外部の通報受付窓口の利用に当たって】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通報は、弁護士との面談の場で行うことを基本とします。FAXや書信で通報を行った場合にも、原則として弁護士との面談を行うこととなります。 (2) 面談による通報に際しては、電話等で面談を申し込み、枚方市の職員であること、枚方市の内部通報制度による通報であること、所属、氏名を伝えてください。 (3) 匿名による通報を希望する場合には、弁護士にその旨を申し出てください。外部の受付窓口から市への報告時には、匿名として取り扱われます。 (4) 匿名による通報については、通報の内容について具体性及び真実性がある程度高いと認められる場合に限り、調査を行います。できる限り、通報者の氏名及び所属を明らかにして行ってください。 (5) 電話による通報は、取り扱われません。 		

別表2 内部通報審査会委員一覧

内部通報審査会委員		令和5年2月現在
	氏名	所属等
委員	磯村 保（いそむら たもつ）	きっかわ法律事務所 弁護士
委員	若狭 愛子（わかさ あいこ）	京都産業大学法学部 准教授
委員	大矢 大（おおや だい）	枚方市医師会 委員

《 内部通報制度に関する問合せ先 》

総務部コンプライアンス推進課 事務適正化推進グループ（内線 3944）

枚方市内部通報報告書

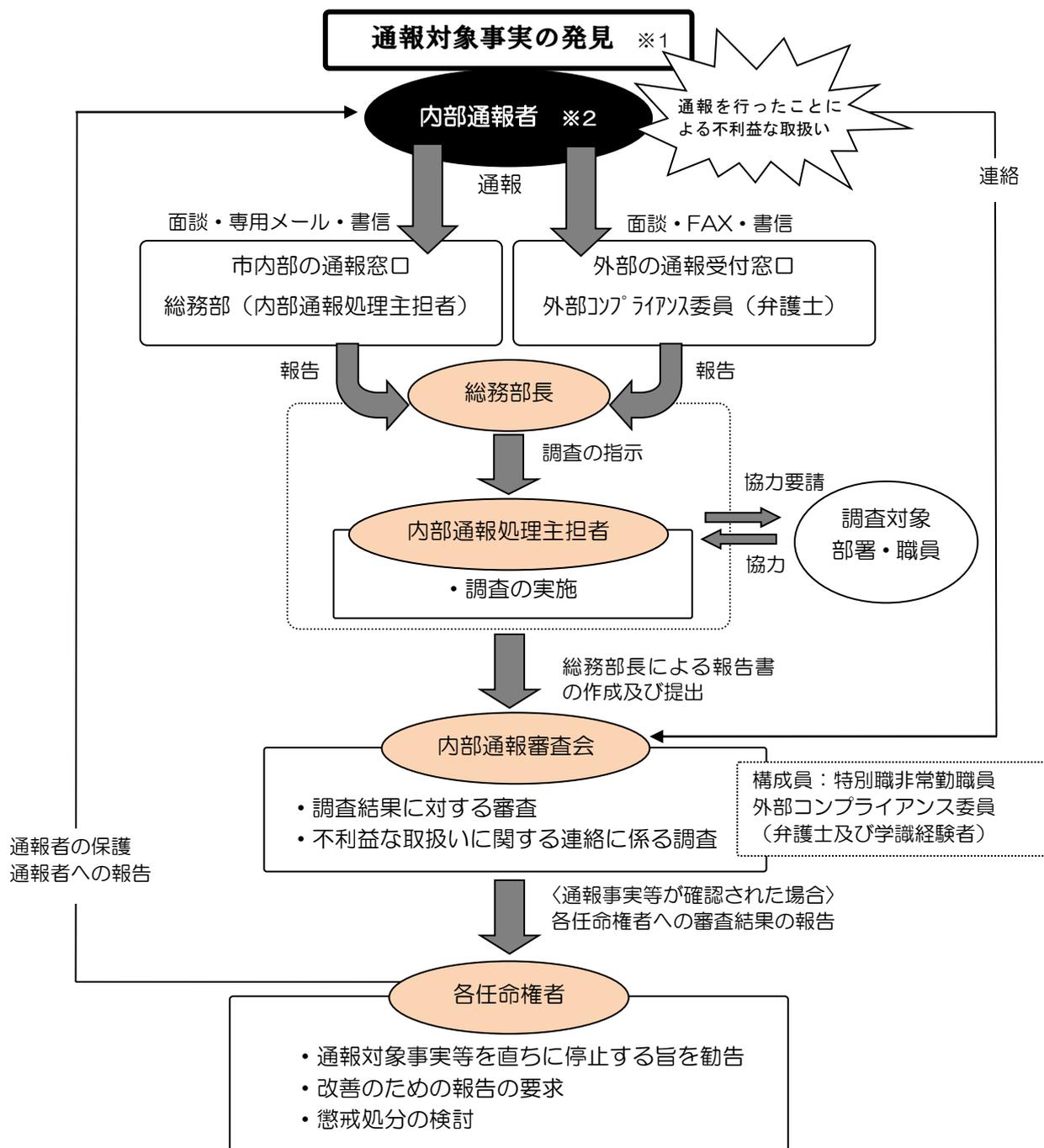
年 月 日

通報者の氏名 (匿名可)	
通報者の所属 (未記入可)	
連絡方法 ※希望する方法を記入してください。 (未記入可)	電話 (自宅 ・ 職場 ・ 携帯 ・ 他) [] メール (自宅 ・ 職場 ・ 携帯 ・ 他) []
通報内容 ※いつ、どこで、だれが、何を、どうしたか、具体的に記入してください。 ※通報内容の別紙による添付も可	
証拠書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ 有の場合、可能であれば添付してください。
結果の報告	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

枚方市の内部通報制度フロー図

内部通報制度は、公益通報者保護法を踏まえ、本市の事務に従事する者からの通報を適切に取り扱うための制度です。

公益通報者保護法は、労働者が、公益のために通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、どこへどのような内容の通報を行えば保護されるのかという制度的なルールを定めたものです。



※1 通報対象となる事実：公益通報者保護法に通報対象事実として規定される法律（通報対象となる法律一覧のとおり。）に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為（本市の条例（枚方市内部通報制度運用規程別表に掲げる条例）に違反するこれらの行為を含む。）のほか、組織的又は個人による不正、違法、反倫理的行為も含まれます。

※2 通報できる者：通報できるのは本市の業務に従事する「労働者」です。本市の職員（再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む）のほか、職員以外で本市の業務に従事する者も本制度を利用できます。

「公益通報ハンドブック」（消費者庁 平成 29 年9月発行）より

■職場の上司の対応

Q 職場の上司に通報が寄せられた場合、上司はどのように対応すればよいのですか？

答

公益通報者保護法では、事業者内部への通報先を「労務提供先」又は「労務提供先があらかじめ定めた者」としており、職場の上司（直接の上司に限られません。）は、「労務提供先」に該当しますので、寄せられた公益通報に対し、適切に対応することが求められます。

具体的には、必要に応じて自ら行える範囲で調査・是正したり、更なる上司への報告を行ったり、通報窓口へ相談したりするなどの対応が考えられます。

なお、通報を受けた上司が 20 日を超えてこれを放置した場合、その他の事業者外部への公益通報の保護要件を満たす場合があります。

所属長も通報先となりますので、通報を受けた場合は適切に対応を行ってください。